

(仮称) 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例案

令和 年 月 日

条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理及び活用の促進に関し必要な事項を定めることにより、村民の安全で安心な暮らし及び良好な生活環境を確保するとともに、空家等を有効活用することで、地域コミュニティの活性化と地域の活力向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等であつて、白馬村内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 空家等のうち、法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (5) 村民等 村内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び村内で事業活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

(村の責務)

第3条 村は、この条例の目的を達成するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を策定し、空家等の発生の抑制、活用の促進及び管理不全な状態の解消に必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 村は、空家等の所有者等による空家等の適切な管理及び活用を支援するため、関連する情報の提供、相談への対応その他必要な措置を講ずるものとする。

る。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その管理すべき空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切にこれを管理しなければならない。

2 所有者等は、その管理すべき空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

3 所有者等は、村が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(村民等の役割)

第5条 村民等は、村民等同士が連携し、若しくは協働し、又は村と協力して空家等の適正な管理及び活用の促進に関する必要な取組の実施に努めるものとする。

2 村民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を村に提供するよう努めるものとする。

(空家等対策協議会の設置)

第6条 村長は、空家等に関する対策の実施その他の空き家等に関する必要な措置を適切かつ円滑に講ずるため、法第8条第1項の規定に基づき、村長の附属機関として、白馬村空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項に規定するもののほか、協議会については、別に条例で定める。

(立入調査等)

第7条 村長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、この条例の施行に関し、必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者（以下「職員等」という。）に、空家等と認められる場所に立ち入って調査（以下「立入調査」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行おうとする者は、その身分を示す証明書を

携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(管理不全空家等の認定)

第8条 村長は、空家等に関し第5条第2項の情報提供を受けたとき又は管理不全空家等と疑われるときは、前条の規定による調査を行い、当該空家等が現に管理不全空家等であると認めたときは、管理不全空家等として認定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くことができる。

(管理不全空家等に対する措置)

第9条 村長が、管理不全空家等の所有者等に対し行う指導及び勧告については、法第13条各項に定めるところによる。

- 2 村長は、前項に規定する勧告をする場合、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、規則で定める手続により、意見を述べる機会を与えるものとする。

- 3 村長は、第1項の勧告をしようとするときは、必要に応じ、協議会の意見を聴くことができる。

(特定空家等の認定)

第10条 村長は、空家等に関し第5条第2項の情報提供を受けたとき又は特定空家等と疑われるときは、第7条第1項の規定による立入調査を行い、当該空家等が現に特定空家等であると認めたときは、当該空家等又は管理不全空家等を特定空家等として認定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第11条 村長が、特定空家等の所有者等に対し行う助言、指導、勧告、命令及

び代執行については、法第22条各項に定めるところによる。

- 2 村長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、協議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第12条 村長は、特定空家等の所有者等が法第22条第3項の規定による命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定空家等の所在地及び種別
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

- 2 村長は前項の規定により公表するときは、あらかじめ当該公表に係る所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代行措置)

第13条 法第22条第2項又は第3項の規定による勧告又は命令（以下「命令等」という。）を受けた所有者等は、やむを得ない理由により命令等に係る必要な措置を履行することができないときは、村長に対し、当該措置を自己の費用負担において代わって講ずるよう申し出ることができる。

- 2 村長は、前項の規定による申出があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申出に係る措置を当該所有者等に代わって自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること（以下「代行措置」という。）ができる。

- 3 村長は、代行措置が完了したときは、当該代行措置を申し出た所有者等から当該代行措置に要した費用を徴収するものとする。

- 4 村長は、代行措置に当たっては、その内容及び費用の徴収に関し、あらかじめ、当該代行措置を申し出た所有者等から同意を得るものとする。

(緊急安全措置)

第14条 村長は、法第22条第11項に規定するもののほか、管理不全空家等又は特定空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合であつて、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、法令に違反しない限りにおいて、その損害を予防し、若しくはその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を自ら行い、又は当該職員若しくはその委任した者に行わせること（以下「緊急安全措置」という。）ができる。

2 緊急安全措置を講じようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 村長は、緊急安全措置を講じたときは、当該管理不全空家等又は特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知するものとする。ただし、当該所有者等を確認することができない場合にあっては、公告するものとする。

4 村長は、緊急安全措置が完了したときは、当該措置に要した費用を当該所有者等から徴収することができる。

（軽微な措置）

第15条 前条の規定は、村長が管理不全空家等又は特定空家等について、法令に違反しない限りにおいて規則で定める軽微な措置を講ずることにより、地域における防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができることと認めるときについて準用する。この場合において、「緊急安全措置」とあるのは、「軽微な措置」と読み替えるものとする。

（関係機関との連携）

第16条 村長は、必要があると認めるときは、警察、消防その他の関係機関に対し、必要な協力を求めるものとする。

（空家等の有効活用）

第17条 村長は、空家等の有効活用を促進するため、その所有者等に必要な情

報を提供し、協力を求めることができる。

（補助金の交付）

第18条 村長は、第3条第1項に規定する空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

（自主的解決との関係）

第19条 この条例の規定は、空家等に関する紛争の当事者間による自主的な解決を図ることを妨げるものではない。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている空家等対策計画は、この条例の規定により策定された空家等対策計画とみなす。

（白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正）

3 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成29年白馬村条例第25号）の一部を次のように改める。

（白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部改正）

4 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例（昭和34年白馬村条例第3号）の一部を次のように改める。